

# 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」の概要 (Agreement on the Application of **S**anitary and **P**hyto**s**anitary Measures)

SPS協定とは、人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫 (SPS) 措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール (WTO協定の附属書の一部)。

## 加盟国の権利及び義務

### <権利> (第2条1項)

加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、SPS協定に反しない範囲で必要なSPS措置をとる権利が認められている。

(例)

- 食品安全:  
消費者の健康を保護するための措置  
(食品添加物や残留農薬の基準設定、検査証明書の添付、輸入時のサンプリング検査等)
- 動物衛生:  
家畜等に有害な疾病 (口蹄疫等) の国内への侵入を防ぐための措置  
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、加熱処理等)
- 植物防疫:  
植物に有害な病害虫 (ミバエ等) の国内への侵入を防ぐための措置  
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、燻蒸処理等)

### <義務>

加盟国は、SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。

- ① 保護に必要な限度において、科学的な原則に基づいた措置をとること (第2条2項, 第5条1~7項)
- ② 関連の国際機関によって作成された国際的な基準や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること (第3条1項)
- ③ 同様の条件下にある加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと (第2条3項)
- ④ 国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で措置を適用しないこと (第2条3項) ほか



すなわち...

- 食品、動植物の輸出入に関する2国間、多国間で合意される輸入条件は、

① 国際基準に整合すること

又は

② 科学的根拠に基づいたリスク評価を実施した上で、適切な保護の水準を決定していること

が求められる。



## 国際基準策定機関

- 食品安全: 食品規格委員会 (Codex)
- 動物衛生: 国際獣疫事務局 (OIE)
- 植物防疫: 国際植物防疫条約事務局 (IPPC)

● 採用しているSPS措置が本協定に違反している場合、WTO紛争処理機関に提訴された際に、当該措置が正当化されない。